

マイナンバーカードの健康保険証利用について

当院は、「オンライン資格確認等システム」に対応しています。

「顔認証付きカードリーダー」にマイナンバーカードを置くことで「マイナ保険証」として利用できます。

医療保険の登録状況により確認できない場合、マイナ保険証と併せて健康保険証を確認させていただきます。

オンライン資格確認等システムとは

- マイナンバーカードや健康保険証をもとに、オンラインで資格履歴を照会し、被保険者が加入している医療保険資格の状況を確認できるシステムです。
- ・ 患者さんの同意があれば、「限度額適用認定証」の申請なしに限度額情報を確認できます。
- ・ マイナ保険証を利用し同意することで、特定健診情報、薬剤情報を診察時に活用できます。

マイナンバーカードを「マイナ保険証」として利用するには

- ・ パソコンやスマートフォンからマイナポータルサイトにアクセスして登録します。
- ・ 当院の顔認証付きカードリーダーでも登録できます(顔認証又は暗証番号入力)

顔認証付きカードリーダーの設置場所

- ・ 紹介状のない初診受付(4番)
- ・ 救急外来・入院受付(8番)

オンライン資格確認の適用外事項

- ・ 公費受給者証等の確認はできません。
- ・ 高齢者医療受給者証や、後期高齢者医療制度を利用している方については、負担割合の確認ができません。
- ・ 医療保険の新規加入直後や、変更が生じた場合には確認できないことがあります。

**保険証、公費受給者証等について、月1回
外来受付でのご提示にご協力を願います。**